

# 池田町商業振興対策事業補助金のご案内

池田町では、商業の振興を図るため、既存店舗のリフォーム・改修費用及び、新規出店者の店舗改修費用・設備費用・賃借料の一部を補助する制度を創設しました。

なお、本補助金制度の利用は、1事業者につき1回限りとなります。

## ■補助対象者

- (1) 既に事業を開始している個人または中小企業基本法第2条に定める中小企業者であること
- (2) 既存出店者においては、町内に店舗を有し、改修を行うもの
- (3) 新規出店者においては、町内にある空き店舗または住宅を購入・賃借して改修を行う個人または法人であること
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 風俗営業ではない者

## ■補助対象経費及び補助率

補助対象の事業の区分	補助対象経費		補助率	補助限度額	補助要件
既存店舗改修事業	改修費	工事請負費及び改修費 ただし、用地取得費、造成費、建築手続費、及び店舗併用住宅の居住部分を除く。	10分の2	20万円	総額が1件20万円以上のものに限る。
新規出店事業	改修費	工事請負費及び改修費 ただし、用地取得費、造成費、建築手続費及び店舗併用住宅の居住部分を除く。	10分の2	20万円	総額が1件20万円以上のものに限る。
	賃借料	建物及び来客用駐車場の賃借料 ただし、賃借に係る敷金、礼金、保証金及び仲介手数料及び店舗併設住宅の居住部分を除く。	10分の2	月額2万円	補助期間は、1店舗につき最大12月とする。

## ■必要な書類

「池田町商業振興対策事業補助金交付申請書」に、以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 事業内容の内訳及び見積書の写し等
- (2) 工事に係る工事請負契約書等又は見積書の写し等
- (3) 補助対象店舗の工事計画が記載された平面図及び立面図
- (4) 営業許可書等（新規出店者に限る）
- (5) 工事に着手する前の当該工事個所の写真
- (6) 家賃に関する賃貸借契約書の写し（新規出店者で該当する場合に限る）

- (7) 池田町商工会加入（予定）証明書
- (8) 町税等の納税証明書
- (9) 個人営業の開業・廃業等届出書（個人事業主に限る）

**【その他の注意事項】**

1. 補助事業を開始する前（工事着工前）に、申請～交付決定までが完了している必要があります。
2. 制度利用にあたり、不適格な事例があった場合は、補助事業完了後であっても補助金の取消し、返還となります。
3. 上記は制度の概要となりますので、申請をお考えの方は事前に産業振興課商工係までご相談ください。

**■問い合わせ先**

池田町役場 産業振興課 商工係 電話 0261-62-3127 内線168